

じれい
事例
6

いりょう きかん じゅしん
医療機関の受診



せいしんしょうがい ないかてき しっかん にゅういん ひつよう
精神障害のあるFさんは、内科的な疾患で入院が必要になりました
しんりょう いりょうきかん びょういん こしつ かぞく じかん
たが、診療した医療機関から「病院の個室で、家族による24時間の
つきそ ひつよう い
付添いが必要です」と言われました。

かぞく じかん つきそ おこな むずか つた
Fさんの家族は、24時間の付添いを行うことが難しいと伝えた
べつ びょういん にゅういん すす
ところ、別の病院での入院を勧められました。

かぞく き も
Fさんと家族の気持ち



ないかてき しっかん せいしん しょうがいしゃ つうじょう しんりょう
内科的な疾患については、精神障害者でも通常の診療を
せいしんしょうがい りゅう にゅういん さい とくべつ
してほしい。精神障害を理由として、入院に際して特別な
じょうけん しょうがいしゃ さべつ
条件をつけることは、障害者差別になるのではないか。

ここが
ポイント!



しょうがい ひと おな たいおう
障害があっても、ほかの人と同じように対応
げんそく ひと じょうけん
することが原則です。ほかの人にはつけない条件
りゅう き
がついていたら、その理由を聞いてみましょう。

かん じゃ おな
「ほかの患者さんも同じですか？」

しょうがい ひと おも つた れい
※障害のある人の思いを伝えるコミュニケーションの例です。
あなたなら じぶん ことば つた
あなたなら「自分の言葉」でどのように伝えますか。





こんなときのヒント

- 医療機関の受診に際して、医療機関が、次のような対応を行うことは、不当な差別的取扱いの可能性にあります。

《医療機関事業者向けガイドライン》

- ◎ 人的・設備的体制が整っており対応が可能であるにもかかわらず、障害があることを理由として診療や入院を拒否すること。
- ◎ 正当な理由なく診察室や病室の制限を行うこと。
- ◎ 医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと。
- ◎ 正当な理由なく、保護者や介助者の同伴を条件とすること。

など

- こうしたガイドラインを踏まえると、医療機関としては、医療的な観点から入院や付添いが必要と判断した場合には、その理由について本人や家族が納得いくよう丁寧に説明する必要があります。

- Fさんとご家族としては、まずは病院の相談窓口（医療ソーシャルワーカー）等に相談してみてもどうでしょうか。その際には、改めて、お困りの内容を具体的に伝えてください。



じれい
事例
7

こうしゅう よくじょう たいおう
公衆浴場での対応



じんこうこうもん じんこうぼうこう ひと
オストメイト(人工肛門・人工膀胱のある人)のGさんは、ホテルの
だいよくじょう にゅうよく ほか きやくさま き
大浴場に入浴しようとしたところ、「他のお客様が気にされます
にゅうよく へや よくしつ ねが い
ので、入浴はお部屋の浴室でお願いします」と言われました。

き も
Gさんの気持ち



ふくろ そうちゃく はいせつぶつ も
きちんとストーマ袋を装着すれば、においや排泄物が漏れる
し ほか きやく
ことはないということを知ってほしい。ホテルは、他のお客にも
にゅうよく りかい もと
オストメイトの入浴について、理解を求めています。

こま
ポイント!



こま い
スタッフから「困ります」と言われたことはあり
ほんとう こま ひと しょうがい
ません。でも、本当に困っている人は障害の
ひと
ある人なのです。

こま わたし
「困っているのは、私です。」

し せつ ほか きやく めい わく
「施設や他のお客に、迷惑がかかることは
ありません」

しょうがい ひと おも つた れい
※障害のある人の思いを伝えるコミュニケーションの例です。

あなたなら じぶん ことば つた
「自分の言葉」でどのように伝えますか。





こんなときのヒント

厚生労働省の指針では「オストメイト及び入浴を着用した乳がん患者等についても、衛生上問題ない形で入浴サービスを楽しんでいただくことは可能であり、その点を正しく認識し、適切に対処することが必要である」としています。こうした指針を踏まえると、誤った理解に基づいたホテル側の対応は、不当な差別的取扱いの可能性があると考えられます。

オストメイトは、ストーマを自己管理していますので、周囲の人からのお手伝いは必要ありませんが、公衆浴場や温泉等で、ストーマ装具をつけているオストメイトを見かけた際には、障害を理解して見守ってください。



じれい
事例
8

スポーツクラブの申込み

ちょうかくしょうがい
聴覚障害のあるHさんは、スポーツクラブの
にゅうかい もうしこ い き ひと
入会の申込みに行きましたが、聞こえる人と
いっしょ き にゅうかい
一緒に来てくれるなら入会できますといわれ、
てつづ
手続きができませんでした。



Hさんの気持ち



ちょうかく しょうがい にゅうかい てつづ
聴覚に障害があったとしても、入会の手続きはできる
おも しゅわ
と思う。手話ができなくても、コミュニケーションの
ほうほう
方法はあるのに。

ここが ポイント!



しょうがいしゃ ひとり
「障害者」というレッテルをはって、一人ひとりの
ちが みす
違いが見過ごされてしまうことがあります。
つた
あなたにできること、伝えてみませんか。

「筆談ができます」



しょうがい ひと おも つた れい
※障害のある人の思いを伝えるコミュニケーションの例です。
あなたなら「自分の言葉」でどのように伝ええますか。





こんなときのヒント

■ 体^{からだ}を動か^{うご}すことが好き、コーラスに入^{はい}ってみんなと歌^{うた}いたい。
 障害^{しょうがい}のあるなしにかかわらず、スポーツや文化芸術活動^{ぶんか げいじゅつ かつどう}を
 楽し^{たの}みたいと思う誰^{おも}もが、活動^{かつどう}に参加^{さんか}できるよう環境^{かんきょう}を整^{ととの}え
 ていくことが重要^{じゅうよう}です。

《スポーツ・文化活動や余暇活動に関する不当な差別的取 扱^{あつか}いの例^{れい}》

- ◎ 車椅子使用^{くるまいす}者が、施設上^{しせつじょう}の問題^{もんだい}がないのに入場^{にゅうじょう}を断^{ことわ}ら
 れること。
- ◎ 聴覚障害^{ちやうかくしょうがい}者に聞こえる人^{ひと}の同伴^{どうはん}を求め^{もと}ること。
- ◎ 遊園地^{ゆうえんち}などで、聞こえないことを理由^{りゆう}にアトラクション等^な
 への乗車^{じやうしゃ}を断^{ことわ}ること。
- ◎ 視覚障害^{しかくしょうがい}者^{たい}に対して、危険性^{きけんせい}があることを理由^{りゆう}に観光船^{かんこうせん}
 の乗船^{じやうせん}を断^{ことわ}ること。 など

■ 耳^{みみ}の聞こえない人^{ひと}とのコミュニケーションは、手話^{しゅわ}以外^{いがい}にも
 筆談^{ひつたん}や身振り^{みぶ}など様々な方法^{さまざま ほうほう}があります。自分^{じぶん}にできることを
 相手^{あいて}に伝^{つた}えることで、合理的配慮^{ごうりてき はいりよ}の幅^{はば}も広^{ひろ}がります。事例^{じれい}
 では、事業者^{じぎやうしゃ}が、筆談^{ひつたん}の用具^{ようぐ}や必要^{ひつよう}な要件^{ようけん}をイラストで示^{しめ}した
 コミュニケーションボード^{ようい}を用意^{ようい}することなどにより、Hさん^{かくほ}と
 のコミュニケーションを確保^{かんが}できると考えられます。